

〈大気関係〉

種 別	項 目	管 理 濃 度	
作 業 環 境 管 理 濃 度 昭和63年 労働省告示 第79号	59	N,N-ジメチルホルムアミド	10ppm
	60	テトラヒドロフラン	50ppm
	61	1,1,1-トリクロロエタン	200ppm
	62	トルエン	20ppm
	63	二硫化炭素	1ppm
	64	ノルマルヘキサノール	40ppm
	65	1-ブタノール	25ppm
	66	2-ブタノール	100ppm
	67	メタノール	200ppm
	68	メチルエチルケトン	200ppm
	69	メチルシクロヘキサノール	50ppm
	70	メチルシクロヘキサノン	50ppm
	71	メチルノルマルブチルケトン	5ppm
		ダイオキシン類	2.5pg-TEQ/m ³
		インジウム化合物	(選定すべき呼吸用 保護具の基準あり)
	備考：この表の値は、温度25度、1気圧の空気中における濃度を示す。		

種 別	項 目	室内濃度指針値
室内濃度に関する指針値 〔μg/m ³ 以下 (ppm以下)〕 厚生労働省	ホルムアルデヒド	100 (0.08)
	アセトアルデヒド	48 (0.03)
	トルエン	260 (0.07)
	キシレン	200 (0.05)
	エチルベンゼン	3800 (0.88)
	スチレン	220 (0.05)
	パラジクロロベンゼン	240 (0.04)
	テトラデカン	330 (0.04)
	クロルピリホス	1(0.07ppb) * 小児0.1(0.007ppb)
	フェノブカルブ	33 (3.8ppb)
	ダイアジノン	0.29 (0.02ppb)
	フタル酸ジ-n-ブチル	17 (1.5ppb)
	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	100 (6.3ppb)
	総揮発性有機化合物量(TVOC)	400 (暫定目標値)

※両単位の換算は、25℃の場合による。

種 別	項 目	基 準 値
建築物環境 衛生管理基準 昭和45年 政令 304号 (床面積3000 m ² 以上の建 物等)	浮遊粉じん	0.15mg/m ³ 以下
	CO	10ppm以下
	CO ₂	1,000ppm以下
	温 度	17~28℃
	相対湿度	40~70%
	気 流	0.5m/s以下
	ホルムアルデヒド※	0.1mg/m ³ 以下

※建築、大規模の修繕、模様替の完了後、建築物の使用を開始した日以降最初に到来する測定期間(6/1~9/30までの期間)中に1回

〈廃 棄 物〉

ばいじん等の処理基準 ダイオキシン類 (単位はTEQ換算) 平成12年 厚生省令第1号		3 ng/g		
種 別	1. 埋立処分に関する判定基準			
	項 目	燃え殻・鉱さい・ばいじん	汚 泥	
有害物質 を含む産 業廃棄物 の判定基 準 昭和48年 総理府令 第5号 (mg/l以下)	1	アルキル水銀化合物	不検出	不検出
		水銀又はその化合物	0.005	0.005
	2	カドミウム又はその化合物	0.09	0.09
	3	鉛又はその化合物	0.3	0.3
	4	有機燐化合物	—	1
	5	六価クロム化合物	1.5	1.5
	6	砒素又はその化合物	0.3	0.3
	7	シアン化合物	—	1
	8	ポリ塩化ビフェニル	—	0.003
	9	トリクロロエチレン	—	0.1
	10	テトラクロロエチレン	—	0.1
	11	ジクロロメタン	—	0.2
	12	四塩化炭素	—	0.02
	13	1,2-ジクロロエタン	—	0.04
	14	1,1-ジクロロエチレン	—	1
	15	シス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.4
	16	1,1,1-トリクロロエタン	—	3
	17	1,1,2-トリクロロエタン	—	0.06
	18	1,3-ジクロロプロペン	—	0.02
	19	チウラム	—	0.06
	20	シマジン	—	0.03
	21	チオベンカルブ	—	0.2
	22	ベンゼン	—	0.1
	23	セレン又はその化合物	0.3	0.3
24	1,4-ジオキサン	0.5 ^(燃え殻、ばいじん及び その処理物に適用)	0.5	
注：溶出試験による値で、溶出液1リットル中に含まれる物質の量を示す。				

〈廃棄物〉

種 別	2. 海洋投入処分に関する判定基準			
	有害物質等の種類	非水溶性の 無機性汚泥	有機性汚泥、廃酸 及び廃アルカリ	
	試 験 方 法	溶出量	含有量	
	単 位	mg/ℓ	mg/kg又はmg/ℓ	
有害物質 を含む産 業廃棄物 の判定基 準 昭和48年 総理府令 第5号	1	アルキル水銀化合物	不検出	不検出
		水銀又はその化合物	0.0005	0.025
	2	カドミウム又はその化合物	0.003	0.03
	3	鉛又はその化合物	0.01	1
	4	有機リン化合物	不検出	1
	5	六価クロム化合物	0.05	0.5
	6	砒素又はその化合物	0.01	0.15
	7	シアン化合物	不検出	1
	8	ポリ塩化ビフェニル	不検出	0.003
	9	有機塩素化合物	1	4
	10	銅又はその化合物	0.14	10
	11	亜鉛又はその化合物	0.8	20
	12	弗化物	3	15
	13	トリクロロエチレン	0.01	0.1
	14	テトラクロロエチレン	0.01	0.1
	15	ベリリウム又はその化合物	0.25	2.5
	16	クロム又はその化合物	0.2	2
	17	ニッケル又はその化合物	0.12	1.2
	18	バナジウム又はその化合物	0.15	1.5
	19	ジクロロメタン	0.02	0.2
	20	四塩化炭素	0.002	0.02
	21	1, 2-ジクロロエタン	0.004	0.04
	22	1, 1-ジクロロエチレン	0.1	1
	23	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04	0.4
	24	1, 1, 1-トリクロロエタン	1	3
	25	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006	0.06
	26	1, 3-ジクロロプロペン	0.002	0.02
	27	チウラム	0.006	0.06
	28	シマジン	0.003	0.03
	29	チオベンカルブ	0.02	0.2
	30	ベンゼン	0.01	0.1
	31	セレン又はその化合物	0.01	0.1
	32	油分	15	15
	33	フェノール類	0.2	20
34	1, 4-ジオキサン	0.05	0.5	

種 別	項 目	海洋汚染防止法に規定する埋立場等に 排出しようとする有害な廃棄物に係る 判定基準			
		水底土砂	ばいじん、 燃え殻等	汚 泥	廃酸・ アルカリ
埋立場所 等に排出 しようとする金属 等を含む 廃棄物に 係る判定 基準 昭和48年 総理府令 第6号	アルキル水銀化合物	不検出	—	—	不検出
	水銀又はその化合物	0.005mg/ℓ	—	—	0.005mg/ℓ
	カドミウム又はその化合物	0.1mg/ℓ	—	—	0.1mg/ℓ
	鉛又はその化合物	0.1mg/ℓ	—	—	0.1mg/ℓ
	有機りん化合物	1mg/ℓ	—	—	1mg/ℓ
	六価クロム化合物	0.5mg/ℓ	—	—	0.5mg/ℓ
	ひ素又はその化合物	0.1mg/ℓ	—	—	0.1mg/ℓ
	シアン化合物	1mg/ℓ	—	1mg/ℓ	1mg/ℓ
	ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/ℓ	—	—	0.003mg/ℓ
	銅又はその化合物	3mg/ℓ	—	—	—
	亜鉛又はその化合物	2mg/ℓ	—	—	—
	ふっ化物	15mg/ℓ	—	—	—
	トリクロロエチレン	0.1mg/ℓ	—	0.1mg/ℓ	0.1mg/ℓ
	テトラクロロエチレン	0.1mg/ℓ	—	0.1mg/ℓ	0.1mg/ℓ
	ベリリウム又はその化合物	2.5mg/ℓ	—	—	—
	クロム又はその化合物	2mg/ℓ	—	—	—
	ニッケル又はその化合物	1.2mg/ℓ	—	—	—
	バナジウム又はその化合物	1.5mg/ℓ	—	—	—
	有機塩素化合物	40mg/kg	—	—	—
	ジクロロメタン	0.2mg/ℓ	—	0.2mg/ℓ	0.2mg/ℓ
四塩化炭素	0.02mg/ℓ	—	0.02mg/ℓ	0.02mg/ℓ	
1, 2-ジクロロエタン	0.04mg/ℓ	—	0.04mg/ℓ	0.04mg/ℓ	
1, 1-ジクロロエチレン	1mg/ℓ	—	1 mg/ℓ	1 mg/ℓ	
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4mg/ℓ	—	0.4mg/ℓ	0.4mg/ℓ	
1, 1, 1-トリクロロエタン	3mg/ℓ	—	3mg/ℓ	3mg/ℓ	
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06mg/ℓ	—	0.06mg/ℓ	0.06mg/ℓ	
1, 3-ジクロロプロペン	0.02mg/ℓ	—	0.02mg/ℓ	0.02mg/ℓ	
チウラム	0.06mg/ℓ	—	0.06mg/ℓ	0.06mg/ℓ	
シマジン	0.03mg/ℓ	—	0.03mg/ℓ	0.03mg/ℓ	
チオベンカルブ	0.2mg/ℓ	—	0.2mg/ℓ	0.2mg/ℓ	
ベンゼン	0.1mg/ℓ	—	0.1mg/ℓ	0.1mg/ℓ	
セレン又はその化合物	0.1mg/ℓ	—	—	0.1mg/ℓ	
ダイオキシン類	10pg-TEQ/ℓ	3ng/g	3ng/g	10pg-TEQ/ℓ	
1, 4-ジオキサン	0.5mg/ℓ	—	0.5mg/ℓ	0.5mg/ℓ	

注：mg/ℓは溶出試験による値で、溶出液1リットル中に含まれる物質の量を示す。

〈廃棄物〉

種別	項目	地下水	放流水(遮断型除く)
最終処分場における維持管理基準	アルキル水銀化合物	悪化していないこと	不検出
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005
(一般廃棄物・管理型・遮断型処分場)	カドミウム及びその化合物		
	鉛及びその化合物		0.1
昭和52年総・厚令1号 (mg/ℓ以下)	有機リン化合物	—	1
	六価クロム化合物		0.5
	砒素及びその化合物		0.1
	シアン化合物		1
	ポリ塩化ビフェニル		0.003
	トリクロロエチレン		0.1
	テトラクロロエチレン		0.1
	ジクロロメタン		0.2
	四塩化炭素	悪化していないこと	0.02
	1,2-ジクロロエタン		0.04
	1,1-ジクロロエチレン		1
	シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4
	1,1,1-トリクロロエタン		3
	1,1,2-トリクロロエタン		0.06
	1,3-ジクロロプロペン		0.02
	チウラム		0.06
	シマジン		0.03
	チオベンカルブ		0.2
	ベンゼン	0.1	
	セレン及びその化合物	0.1	
1,4-ジオキサン	0.5		
ほう素及びその化合物	—	海域以外50・海域230	
ふつ素及びその化合物	—	15	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	—	200	
水素イオン濃度(水素指数)	—	海域以外5.8~8.6 海域5.0~9.0	
生物化学的酸素要求量	—	60	
化学的酸素要求量	—	90	
浮遊物質	—	60	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	—	30(動植物油脂)5(鉱油)	
フェノール類含有量	—	5	
銅含有量	—	3	
亜鉛含有量	—	2	
溶解性鉄含有量	—	10	
溶解性マンガン含有量	—	10	
クロム含有量	—	2	
大腸菌群数	—	日間平均3000個/cm ³	
窒素含有量	—	120(日間平均60)	
リン含有量	—	16(日間平均8)	
電気伝導度	異常がみとめられないこと	—	
塩化物イオン		—	
1,2-ジクロロエチレン	悪化していないこと	—	
クロロエチレン		—	

種別	項目	地下水	浸透水	
最終処分場における維持管理基準	アルキル水銀化合物	悪化していないこと	不検出	
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.0005	
(安定型処分場)	カドミウム及びその化合物			0.003
	鉛及びその化合物			0.01
昭和52年総・厚令1号 (mg/ℓ以下)	六価クロム化合物			0.05
	砒素及びその化合物			0.01
	シアン化合物			不検出(<0.1)
	ポリ塩化ビフェニル			不検出(<0.0005)
	トリクロロエチレン			0.01
	テトラクロロエチレン			0.01
	ジクロロメタン			0.02
	四塩化炭素			0.002
	1,2-ジクロロエタン			0.004
	1,1-ジクロロエチレン			0.1
	1,2-ジクロロエチレン			0.04
	1,1,1-トリクロロエタン			1
	1,1,2-トリクロロエタン			0.006
	1,3-ジクロロプロペン			0.002
	チウラム			0.006
	シマジン			0.003
	チオベンカルブ		0.02	
	ベンゼン		0.01	
セレン及びその化合物		0.01		
1,4-ジオキサン		0.05		
クロロエチレン		0.002		
生物化学的酸素要求量	—	20		
化学的酸素要求量	—	40		
種別	ダイオキシン類(一般廃棄物・管理型処分場)			
	地下水	放流水		
ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準	汚染がないこと	10pg-TEQ/ℓ以下		
平成12年総・厚令2号				